



山形県公報

平成21年4月1日(水)

号 外(16)

目 次

選挙管理委員会関係

訓 令

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令..... 1

告 示

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程..... 2

選挙管理委員会関係

訓 令

山形県選挙管理委員会訓令第2号

事 務 局
地 方 事 務 局

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令
山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程(昭和50年6月県選挙管理委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表中	<p>政策推進部市町村支援課長</p> <hr/> <p>政策推進部市町村支援課の課長補佐(行政選挙の業務を担当するものに限る。)</p> <hr/> <p>政策推進部市町村支援課庶務係長</p>	を	<p>総務部市町村支援課長</p> <hr/> <p>総務部市町村支援課の課長補佐(行政選挙の業務を担当するものに限る。)</p> <hr/> <p>総務部市町村支援課庶務係長</p>	に、
-----	--	---	--	----

「政策推進部市町村支援課に」を「総務部市町村支援課に」に改め、同表庄内地方事務局の項中「予算主査」を「予算専門員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県選挙管理委員会告示第42号

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

山形県選挙管理委員会規程(昭和32年3月県選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第15条の3第3項中「専門員、主査」を「業務名を冠する主査」に改める。

第15条の4第7項を次のように改める。

7 業務名を冠する主査は、担当事務について書記長等を補佐し、及び担当事務を処理する。

第15条の4中第9項を削り、第10項を第9項とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。